

事務連絡

令和 6 年 10 月 11 日

建設業団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設振興課長

下請債権保全支援事業に係る手形の取扱いについて

下請債権保全支援事業については、下請建設企業等の債権を保全することにより連鎖倒産を防止し、下請建設企業等の経営及び雇用の安定を図るため創設され、今日まで広く利用されてきたところです。

今般、公正取引委員会及び中小企業庁において、長期手形が下請事業者の資金繰りの負担となっていることなどを踏まえ、手形期間が 60 日を超える手形を下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）上の一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形（以下、「割引困難な手形」という。）に該当するおそれがあるものとして、本年 11 月 1 日以降に交付される手形から指導の対象にすることとされるとともに、別紙「手形期間の短縮について」（令和 6 年 4 月 30 日付け国不建推第 10 号）のとおり、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）上の「割引困難な手形」についても、本年 11 月 1 日以降に交付される手形期間が 60 日を超える手形は、同法第 24 条の 6 第 3 項が禁止する「割引困難な手形」に該当するとして、同項に違反するおそれがあるものとする事とされました。

本事業においては、現在、手形期間が 120 日を超えない手形を債権の保証・買取の対象としているところですが、本事業における手形の取扱いについては、現時点でなお相当程度の手形の期間が 60 日を超えて設定されていると見込まれること、本事業が、手形を受け取る側の下請建設企業等の保護を目的としている事業であることを踏まえ、当面の間、従前の取扱いを継続することとします。

ただし、手形期間の短縮については、支払原資が適切に確保されるようサプライチェーン全体で取り組みを進める必要があることから、今後、本年 11 月 1 日以降に交付された手形期間の設定の状況を踏まえつつ、適切な時期において、本事業による保証・買取の対象とする手形の期間を 60 日以内とする予定であることについて申し添えます。

貴団体におかれましては、上記の内容と合わせ、別紙「手形期間の短縮について」のとおり、手形期間を 60 日以内に短縮する、請負代金をできる限り現金とするなどの支払手段の適正化に努めることについて、改めて、傘下会員への周知していただくよう、ご協力をお願いいたします。

以 上